

## 日社団法人日本社会福祉士会 「社会福祉士の行動規範」の暗記

(2011年12月29日掲載)

原本：<http://www.jacsw.or.jp/>

## &lt;「社会福祉士の行動規範」の構成&gt;

前文

- 【1】利用者に対する倫理責任
  - (1)利用者との関係
  - (2)利用者の利益の最優先
  - (3)受容
  - (4)説明責任
  - (5)利用者の自己決定の尊重
  - (6)利用者の意思決定能力への対応
  - (7)プライバシーの尊重
  - (8)秘密の保持
  - (9)記録の開示
  - (10)情報の共有
  - (11)性的差別, 虐待の禁止
  - (12)権利侵害の防止
- 【2】実践現場における倫理責任
  - (1)最良の実践を行う責務
  - (2)他の専門職等との連携・協働
  - (3)実践現場と綱領の遵守
  - (4)業務改善の推進
- 【3】社会に対する倫理責任
  - (1)ソーシャル・インクルージョン
  - (2)社会への働きかけ
  - (3)国際社会への働きかけ
- 【4】専門職としての倫理責任
  - (1)専門職の啓発
  - (2)信用失墜行為の禁止
  - (3)社会的信用の保持
  - (4)専門職の擁護
  - (5)専門性の向上
  - (6)教育・訓練・管理における責務
  - (7)調査・研究

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

＜「社会福祉士の行動規範」の内容＞	
前 文	この「社会福祉士の行動規範」は、「社会福祉士の倫理綱領」に基づき、社会福祉士が社会福祉実践において従うべき行動を示したものである。
【1】利用者に対する倫理責任	
(1)利用者との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係についてあらかじめ利用者に説明しなければならない。</li> <li>② 社会福祉士は、利用者と私的な関係になってはならない。</li> <li>③ 社会福祉士は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない。</li> <li>④ 社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。</li> <li>⑤ 社会福祉士は、過去または現在の利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないときは、利用者を守る手段を講じ、それを利用者に明らかにしなければならない。</li> <li>⑥ 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。</li> </ul>
(2) 利用者の利益の最優先	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士は、専門職の立場を私的なことに使用してはならない。</li> <li>② 社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。</li> <li>③ 社会福祉士は、援助を継続できない何らかの理由がある場合、援助を継続できるように最大限の努力をしなければならない。</li> </ul>
(3)受容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士は、利用者に暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。</li> <li>② 社会福祉士は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。</li> <li>③ 社会福祉士は、利用者の意思表出をはげまし支えなければならない。</li> </ul>
(4)説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝えなければならない。</li> <li>② 社会福祉士は、専門職上の義務と利用者の権利を説明し明らかにした上で援助をしなければならない。</li> <li>③ 社会福祉士は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。</li> </ul>
(5) 利用者の自己決定の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。</li> </ul>

	<p>② 社会福祉士は、利用者が「選択」の幅を広げるために、十分な「情報」を提供しなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、利用者の「自己決定」が重大な危険を伴う場合、「あらかじめ」その行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を「説明」しなければならない。</p>
(6) 利用者の意思決定能力への対応	<p>① 社会福祉士は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者の「アドボカシー」に努め、「エンパワメント」を支援しなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、自分の「価値観」や「援助観」を利用者に押しつけてはならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、常に自らの業務が「パターナリズム」に陥らないように、自己の点検に務めなければならない。</p> <p>④ 社会福祉士は、利用者の「エンパワメント」に必要な「社会資源」を適切に活用しなければならない。</p>
(7) プライバシーの尊重	<p>① 社会福祉士は、利用者が自らの「プライバシー」権を自覚するように働きかけなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、利用者の「個人情報」を収集する場合、「その都度」利用者の了解を得なければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、「問題解決」を支援する目的であっても、利用者が「了解」しない場合は、個人情報を使用してはならない。</p>
(8) 秘密の保持	<p>① 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、「必要以上」の「情報収集」をしてはならない。</p> <p>② 社会福祉士は、利用者の「秘密」に関して、敏感かつ慎重でなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、「業務」を離れた日常生活においても、利用者の「秘密」を保持しなければならない。</p> <p>④ 社会福祉士は、「記録」の保持と廃棄について、利用者の「秘密」が漏れないように慎重に対応しなければならない。</p>
(9) 記録の開示	<p>① 社会福祉士は、利用者の記録を開示する場合、「かならず」本人の了解を得なければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、「利用者の支援」の目的のためにのみ、個人情報を使用しなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、「利用者」が記録の閲覧を希望した場合、「特別な理由」なくそれを拒んではならない。</p>
(10) 情報の共有	<p>① 社会福祉士は、利用者の情報を「電子」媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と「最新の」「セキュリティ」に配慮しなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、利用者の個人情報の「乱用」・「紛失」その他あらゆる危険</p>

	<p>に対し、<b>安全保護</b>に関する措置を講じなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、<b>電子情報通信等</b>に関する原則や<b>リスク</b>などの最新情報について学ばなければならない。</p>
(11) 性的差別, 虐待の禁止	<p>① 社会福祉士は、利用者に対して性的差別や<b>セクシュアル・ハラスメント</b>、<b>虐待</b>を行ってはならない。</p> <p>② 社会福祉士は、利用者に対して<b>肉体的・精神的損害</b>または<b>苦痛</b>を与えてはならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、利用者が<b>暴力</b>や<b>性的搾取・虐待</b>の対象となっている場合、<b>すみやか</b>に発見できるよう心掛けなければならない。</p> <p>④ 社会福祉士は、<b>性的差別</b>や<b>セクシュアル・ハラスメント</b>、<b>虐待</b>に対する<b>正しい知識</b>を得るよう学ばなければならない。</p>
(12) 権利侵害の防止	<p>① 社会福祉士は、利用者の<b>権利</b>について十分に認識し、<b>敏感</b>かつ<b>積極的</b>に<b>対応</b>しなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、利用者の権利侵害を防止する<b>環境</b>を整え、その<b>システム</b>の構築に努めなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、利用者の権利侵害の防止についての<b>啓発活動</b>を積極的に行わなければならない。</p>
<p><b>【2】実践現場における倫理責任</b></p> <p>(1) 最良の実践を行う責務</p>	<p>① 社会福祉士は、専門職としての<b>使命</b>と<b>職責</b>の重要性を自覚し、常に<b>専門知識</b>を深め、<b>理論</b>と<b>実務</b>に精通するように努めなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、専門職としての<b>自律性</b>と<b>責任性</b>が完遂できるよう、自らの<b>専門的</b>力量の向上をはからなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、福祉を取り巻く分野の<b>法律</b>や<b>制度</b>等関連知識の集積に努め、その<b>力量</b>を発揮しなければならない。</p>
(2) 他の専門職等との連携・協働	<p>① 社会福祉士は、<b>所属</b>する機関内部での<b>意思疎通</b>が円滑になされるように積極的に働きかけなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、<b>他の専門職</b>と連携し、所属する機関の機構やサービス提供の変更や<b>開発</b>について提案しなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、他機関の専門職と<b>連携</b>し<b>協働</b>するために、<b>連絡</b>・<b>調整</b>の役割を果たさなければならない。</p>
(3) 実践現場と綱領の遵守	<p>① 社会福祉士は、社会福祉士の<b>倫理綱領</b>を実践現場が<b>熟知</b>するように働きかけなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、実践現場で<b>倫理上</b>の<b>ジレンマ</b>が生じた場合、</p>

	<p>倫理綱領に照らして公正性と一貫性をもってサービス提供を行うように努めなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、実践現場の方針・規則・手続き等、倫理綱領に反する実践を許してはならない。</p>
(4)業務改善の推進	<p>① 社会福祉士は、利用者の声に耳を傾け苦情の対応にあたり、業務の改善を通して再発防止に努めなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、実践現場が常に自己点検と評価を行い、他者からの評価を受けるように働きかけなければならない。</p>
<p>【3】社会に対する倫理責任</p> <p>(1) ソーシャル・インクルージョン</p>	<p>① 社会福祉士は、特に不利益な立場にあり、抑圧されている利用者が、選択と決定の機会を行使できるように働きかけなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、利用者や住民が社会の政策・制度の形成に参加することを積極的に支援しなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。</p>
(2)社会への働きかけ	<p>① 社会福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、代弁活動を行わなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、社会福祉実践に及ぼす社会政策や福祉計画の影響を認識し、地域福祉の増進に積極的に参加しなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参加が促進されるよう支えなければならない。</p> <p>④ 社会福祉士は、公共の緊急事態に対して可能な限り専門職のサービスを提供できるよう、臨機応変な活動への貢献ができなければならない。</p>
(3)国際社会への働きかけ	<p>① 社会福祉士は、国際社会において、文化的社会的差異を尊重しなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、民族、人種、国籍、宗教、性別、障害等による差別と支配をなくすための国際的な活動をささえなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、国際社会情勢に関心をもち、精通するよう努めなければならない。</p>
<p>【4】専門職としての倫理責任</p> <p>(1) 専門職の啓発</p>	<p>① 社会福祉士は、対外的に社会福祉士であることを名乗り、専門職として</p>

	<p>の[自覚]を高めなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、[自己]が獲得し保持している[専門的]力量を利用者・市民・他の専門職に[知らせる]ように努めなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、個人としてだけでなく[専門職集団]としても、[責任]ある行動をとり、その専門職の[啓発]を高めなければならない。</p>
(2)信用失墜行為の禁止	<p>① 社会福祉士は、社会福祉士としての[自覚]と[誇り]を持ち、[社会的]信用を高めるよう行動しなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、あらゆる[社会的不正]行為に関わってはならない。</p>
(3)社会的信用の保持	<p>① 社会福祉士は、専門職業の[社会的信用]をそこうような行為があった場合、行為の[内容]やその[原因]を明らかにし、その[対策]を講じるように努めなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、他の社会福祉士が[非倫理的]な行動をとった場合、必要に応じて関係機関や[日本社会福祉士会]に対し適切な[行動]を取るよう働きかけなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、[信用失墜]行為がないように互いに協力し、[チェック]機能を果たせるよう[連携]を進めなければならない。</p>
(4)専門職の擁護	<p>① 社会福祉士は、社会福祉士に対する不当な批判や扱いに対し、その[不当性]を明らかにし、社会に[アピール]するなど、[仲間]を支えなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、不当な[扱い]や[批判]を受けている他の[社会福祉士]を発見したときは、[一致]してその立場を[擁護]しなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、社会福祉士として不当な批判や扱いを受けぬよう[日頃]から[自律]性と[倫理]性を高めるために密に[連携]しなければならない。</p>
(5)専門性の向上	<p>① 社会福祉士は、研修・[情報交換]・自主勉強会等の機会を活かして、常に[自己研鑽]に努めなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、常に自己の専門[分野]や関連する[領域]に関する[情報]を収集するよう努めなければならない。</p> <p>③ 社会福祉士は、[社会的]に有用な情報を[共有]し合い、互いの[専門性]向上に努めなければならない。</p>
(6)教育・訓練・管理における責務	<p>① [スーパービジョン]を担う社会福祉士は、その機能を積極的に活用し、[公正]で[誠実]な態度で[後進の育成]に努め[社会的要請]に応えなければならない。</p> <p>② [コンサルテーション]を担う社会福祉士は、研修会や事例検討会等を[企画]し、効果的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 職場の[マネジメント]を担う社会福祉士は、サービスの質・利用者の満足・職員の[働きがい]の向上に努めなければならない。</p>

	<p>④ 業務アセスメントや評価を担う社会福祉士は、明確な基準に基づき評価の判断をいつでも説明できるようにしなければならない。</p> <p>⑤ 社会福祉教育を担う社会福祉士は、次世代を担う人材養成のために、知識と情熱を惜しみなく注がなければならない。</p>
(7)調査・研究	<p>① 社会福祉士は、社会福祉に関する調査研究を行い、結果を公表する場合、その目的を明らかにし、利用者等の不利益にならないよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>② 社会福祉士は、事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得なければならない。</p>

(参考)

「日本社会福祉士会の私たちのやくそく」(2002年5月31日)は、暗記するまでではないが、一読しておく必要があると思うので、参考として掲載する。

原本：[http://www.jacsw.or.jp/contents/data/05\\_yakusoku.htm](http://www.jacsw.or.jp/contents/data/05_yakusoku.htm)

項目	日本社会福祉士会私たちのやくそく ～信頼される介護支援専門員になるために～
構成	<p>(前書き)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 私たちは、利用者の自立生活の実現を支援します。</li> <li>② 私たちは、利用者の自己決定を尊重し、その実現を支援します。</li> <li>③ 私たちは、利用者の自己決定に必要な情報を誠意をもって提供します。</li> <li>④ 私たちは、利用者の声を謙虚に受けとめ、敬意をもって尊重します。</li> <li>⑤ 私たちは、利用者の納得と承諾を得てサービスの提供と調整をします。</li> <li>⑥ 私たちは、利用者の生活支援に必要な権利擁護の制度を活用します。</li> <li>⑦ 私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすめます。</li> <li>⑧ 私たちは、つねに自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上をめざします。</li> <li>⑨ 私たちは、つねに公正な介護支援サービスと介護サービスを求めます。</li> <li>⑩ 私たちは、介護支援サービスをとおして、利用者の権利擁護につくします。</li> </ol>
(前書き)	<p>2001年6月、第9回日本社会福祉士会全国大会において、「社会福祉士である自分たちの責務をもう一度問い直そう」という趣旨の大会宣言がなされました。</p> <p>この全国大会の1カ月前に、和歌山県で介護支援専門員による殺人事件が発生していたことから、大会宣言を具体化する取り組みの1つとして、本会は「私たちのやくそく」を作成し、2002年5月31日に開催した本会第7回通常総会において報告しました。</p> <p>本会会員の社会福祉士は「(社)日本社会福祉士会の倫理綱領」を遵守して行動し、権利擁護を推進する社会福祉専門職として、さまざまな場所で利用者と接しています。</p> <p>「私たちのやくそく」は、介護支援専門員の業務に携わる会員の社会福祉</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.



	士に対して、その責任と役割を自覚し、利用者に誠実に援助を提供していくことの重要性を再確認していこうと呼びかけるものです。
①私たちは、利用者の自立生活の実現を支援します。	介護支援専門員は、利用者の「自立支援」を目標として、介護サービスなどの調整や社会資源の活用をすすめたり、他の法律や制度に基づくサービスを紹介・あっせんしたりすることが役割です。
②私たちは、利用者の自己決定を尊重し、その実現を支援します。	利用者の「自己決定」は、すべての基本です。自己決定したことをどのように実現するか、実現が困難であれば何が原因なのか、問題なのかを明らかにすることは介護支援専門員の役割です。
③私たちは、利用者の自己決定に必要な情報を誠意をもって提供します。	利用者が自己決定するためには、適切な情報が必要です。利用者自身に関すること、社会資源に関する事など、利用者が現状で利用者なりに判断をすることができるようにすることは権利擁護の基本です。
④私たちは、利用者の声を謙虚に受けとめ、敬意をもって尊重します。	利用者の疑問、不安、不満、苦情などは、利用者が自立して安心できる生活を営むことを損なう原因の一つです。それらに一つ一つの確に答えていくことは、介護支援専門員がサービス提供する上で必要なことだけでなく、利用者の基本的な権利を守ることにもつながります。
⑤私たちは、利用者の納得と承諾を得てサービスの提供と調整をします。	生活するのは利用者自身であり、いくらよいと思われるサービスを提供しても、利用者が納得できなければ、望ましい自立生活を営むことはできません。利用者が自ら利用するサービスを理解し、承諾することは、主体的に日常生活を営む上で欠かすことのできない権利です。
⑥私たちは、利用者の生活支援に必要な権利擁護の制度を活用します。	利用者の心身の状況などにより、自ら情報を判断することや判断したことを表明することが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。
⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすめます。	介護支援専門員は、それぞれが基礎資格とする専門職としての倫理綱領などをもっています。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。
⑧私たちは、つねに自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上をめざします。	自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識や技能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。

⑨私たちは、つねに公正な介護支援サービスと介護サービスを求めます。	介護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割もっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つことです。それが、利用者の権利を守る基本でもあります。
⑩私たちは、介護支援サービスをとおして、利用者の権利擁護につくします。	利用者の権利擁護をすすめる取り組みは、さまざまです。介護支援専門員は、介護支援サービスという業務をとおして、利用者が自立した日常生活を営むことができるように直接的に支援するだけでなく、利用者が安心して暮らすことのできる社会を築く役割もっています。利用者の権利擁護はさまざまな取り組みによって支えられるのです。介護支援サービスは、権利擁護をすすめるさまざまな活動の一つとして位置づけられるのです。